

第二種泊漁港における 放置等禁止区域のお知らせ

泊漁港においては、次のとおり放置禁止区域を指定しました。
船舶に係留しようとする方は、甲種漁港施設使用届の提出が必要です。

- 漁港漁場整備法の規定により、次のとおり放置等を禁止する区域及び物件を指定します。

放置等禁止物件	1 船舶(漁船・遊漁船・プレジャーボート等) 2 自動車、原動機付自転車、軽車両 3 廃棄物(ゴミ、粗大ゴミ、廃油等)
放置等禁止区域	図に示す水域及び陸域

- 問い合わせ先
南部農林土木事務所農村漁港班
(098-867-2892)

**違反行為をした場合、30万以下の罰金に
処せられます。**

なお、指定は平成29年4月1日から施行します。

沖縄県知事

放置等禁止区域図

